

第九章 日本文明の由来（その一 p 232 - p 254）

はじめに—本章のテーマと構成—

西洋文明の特質は「自主自由の精神」にあり、その精神は夫々に文明の一局を担う、「立君」、「貴族」、「宗教」、「人民」等間の「権力の並立」と、その事による、「多事争論」の存在に由来する。福澤は第八章でそう論じた。第九章ではそれを受けて、それでは日本文明の特質は何処にあるのかと問い、その答えを「権力の偏重」ということに求めている。それゆえ、第九章では、「権力の偏重」と言う事がテーマとなりまず、日本文明の特質をなす「権力の偏重」とはどのような事なのか、論ぜられる。次いで、「権力の偏重」という「日本文明の元素」がいかに形成され、どのように転変して今日に至っているのか、その転変のなかで、どのように、日本文明の特質が現れて来たかが西洋文明との比較というかたちで論ぜられる。最後に日本の文化諸領域—「宗教」、「学問（儒学）」、「集団生活」、「経済（農商工業）」—のなかに「権力の偏重」という事がいかに現象して来て、日本文明の問題点を露にしているかが論ぜられる。（その一）では、「宗教」という文化領域における「権力の偏重」の現象までを論じて、残りは（その二）で論ずる事にする。

大意

I. 日本文明の特質—「権力の偏重」—

我国の文明を西洋の文明に比較して、その趣の異なる所は、特に、「権力の偏重」という事にある。日本文明に於いても、立君、貴族、宗教、人民、各々「一種族」をなし、各々自家の説を持ってはいたけれども「その説並立するを得ず、相近づくを得ず、合して一と為るを得ず」。そこには必ず「片重片軽」があつて「一を以って他を滅し、他をしてその本色を顕わすを得せしめざる」という、いわば、ひとり勝ち、ともいふべき事態が存在しているのだ。このような事態を「権力の偏重」という。日本にて「権力の偏重」なるは「治ねくその人間交際の中に浸潤して至らざる所なし」。この日本人の人間交際のなかに広く深く浸潤している「権力の偏重」が全国人民の気風となって現象し、「自主自由」の西洋諸国の気風と著しい対照をなしている。「この偏重は交際の至大なるものから至小なるものに及び、大小を問わず公私に拘わらず、いやしくもここに交際あればその権力偏重ならざるはなし」。（資料1。p 234—5）。しかし、「権力の偏重」というのはただ単に「力（パワー）」の偏重を言うのではない。「権力の偏重」には「力（パワー）」の偏重に、「権義（ライト）」の偏重がつけ加わるのだ。つまり、物理的な力関係だけではなく価値的な上下関係が付け加わって、「権力の偏重」というのである。この意味における「権力の偏重」とその気風は「西洋諸国と我日本とを区別するに著しき分界」をなしている。以下その源因（形成と由来）を探ってみよう。

II 「権力の偏重」の形成と由来—その間に現れた日本文明の特質—

1.

日本文明の二元素（「治者」と「被治者」）の形成

開闢の初め、神武天皇という酋長が西より師を起こした。一群の人民を支配することはもとより一人の力

では出来ないから、親戚や朋友と力を合わせてそれにあたった。そこに自ずから「政府」の体裁が形成されたのであろう。この「政府にある者」が人民を治めるものとなり、人民は「その治を被る者」となった。ここにおいて初めて「治者」と「被治者」との区別が生じたのである。「蓋しこの二者は日本の人間交際に於いて最も著しき分界を為し、恰も我文明の二元素と言うべきものなり」。往古より今日に至るまで、日本にあっては、様々な人間交際の形態が出現したが、結局は「治者」・「被治者」という二元素の関係に還元され、どれ一つとして「独立して自家の本分を保つ」ものが出現しなかったのである。

2. 国力王室の偏す

「治者」は必ず「有権者一心身の力と富をもって人を制する権を持つ者」ならざるを得ず。この「有権者」の上に立ったものが「王室」である。文明が進み、人間生々の有り様は次第に盛大に及んで行ったが、養蚕造船の術、織縫耕作の器械、医儒仏法の書等文明諸件が起こってきたが、それら文明諸件を施行するの権は悉皆政府・王室の一手に属し、人民はただその指揮に従うのみという有り様になった。それだけではない。全国の土地、人民の身体までも、王室の私有でないものはなくなった。そこには天下を一家の如く見做してこれを私有するの気象が窺える。このようにして、天下の権は悉く王室に帰し、その力、常に一方に偏し、「王室」と「人民」との間の、「権力の偏重」関係のなかで、「王代」の末に至った。

3. 武家支配の時代—「王室」も「武家」も区別あるべからず—

源平の起こるに及んで天下の権は武家に帰し、その結果、人間交際の勢いが一変したかにみえる。けれども決してそうではなかった。源平なり、王室なり、皆これ治者中の部分にて、国権が武家に帰したという事は治者中の此の部分より彼の部分に力が移行したということの意味するにすぎない。治者（王室・武家）と被治者（人民）との関係は依然として上下主客の勢いを備え、豪も旧時に異なることなし。人民からすれば王室も武家も区別あるところはなかったのだ。兵農分離がなされても同じ事だ。我が国にあっては、天下の勢いは早く王代の時に定まっていて、兵農の分離は益々治者と被治者との二元素の区別を明らかにしたものにすぎず、治者（王室・武家）対被治者（人民）という基本構造は今日に至るまで一度も変わることなく存続し続けているのである。ここで、日本の歴史をふりかえってそのことを確認しておこう。平家滅んで源氏起こり、北条、足利、徳川と「政府」の形態は転変していったが、天下の形勢は依然として旧に異なるところはなかった。（資料2、p 243）。武人の世界に合離集散・進退榮枯はあったけれども、それは人民の世界にとって何ら関わりのない出来事であり、彼等はただ農業に勉めて生産物を武人の世界に輸していただけだった。だから、武人の世界に治乱興敗があるのは、人民にとっては、恰も天気時候に変化があるのとおなじようなものだ。我が国では、「日本国の歴史」なくして「日本政府の歴史」のみがあったのだ。

4. 「日本の人民国事に関せず」

欧州諸国にあっては商工の繁昌で力をつけた「中等の人民」に「政府」は配慮せざるをえず、かくして西欧にあっては「その国勢の変ずるに従て政府もまたその趣を変えざるべからず」。しかるに日本では、「政府」は時として変革交代することがあっても、「国勢」はすこしも変わる事がない。これは日本では権力が常に一方に偏して治者と被治者との間に高大な壁ができあがっており、その結果、被治者人民は全く国事に関係を持たなくなってしまうからにはほかならない。たとえば、日本での戦争は武士と武士との戦いで、人民と人民との戦いではない。家と家との争いであって、国と国との争いではない。関八州をめぐる豊富と北条との争いでは、八州の人民は敵にもあらず味方にもあらず、北条と豊富との争いをただ見物していただけなのである。故に「日本には政府ありて国民（ネーション）なし」、「日本は古来未だ国を成さず」と言う

ことが出来るのだ。

5. 「国民その地位を重んぜず」

欧羅巴にあつて、「自主自由の精神」をになう「独立の市民」・「中等の人民」は「自らその地位を固くしたる者なり」。つまり、かれらは自分の属する地域や階級（職業仲間）に根をおろし、そこから、「ロカレントレスト」や「カラッスイントレスト」を主張してきたのだ。しかるに日本国民は自らの「地位（自分が属する地域や階級）」を重んじていない。（資料3、p 248-9）。たとえば、昔尾張の人民木下藤吉が太閤となったけれども、尾張の人民は依然として旧の百姓にして、その有り様を改めていない。藤吉は唯百姓の仲間を脱走して武家の党に与みしただけだ。その立身は藤吉一人の立身なり。百姓一般の地位を高くしたるにあらず。もし藤吉をしてヨーロッパの独立市邑にあらしめなば、その市民は「墳墓の地を顧みず仲間の百姓を見捨て、独り武家に依頼して一身の名利を貪る者は、我党の人に非ずとて、之を罵る」ことであろう。「権力の偏重」のもとにある日本人民と西洋独立の人民とを比べるとそこに雲壤の相違があるといわざるをえない。

Ⅲ. 権力の偏重と宗教—「宗教に権ない」—

「宗教は人心の内部に働くものにて、最も自由最も独立して、豪も他の制御を受けず、豪も他の力に依存せずして、世に存するべき筈なるに、我日本に於いては則ち然らず」。神道は未だ宗旨の体を成していない。古来日本に行われて文明の一局を働きたる宗旨は唯一仏法があるだけだ。しかしながら、この仏法も「初生の時」より治者の党に入りてその力に依存しなかつた者はなかつた。古来名僧と称する者、大概皆、天子將軍等の覚え目出度きに恵まれ、その余光を仮りて法を弘めようとしただけだ。「日本の宗旨には、古今その宗教はあれども自立の宗政なるものあるを聞かず」。国分寺、比叡山、高野山、南都の諸山、京都の諸山、鎌倉の五山、芝の増上寺等、何れも皆政府の力の依らない者はない。「独り一向宗は自立に近きものなれども尚この弊を免れず」。故に古来日本国中の大寺院と称するものは、皆「御用の寺」と言わざるをえない。「然り而してその威力の源を尋れば、宗教の威力に非ず、唯政府の威力を借用したるものにて、結局俗権中の一部たるに過ぎず」。十万世界に遍く照らすものは、仏教の光明に非ずして、政権の威光なのだ。「寺院に自立の宗教なきも亦怪しむに足らず、その教えに帰依する輩に信教の本心なきも亦驚くに足らず」。我が国の「権力の偏重」は俗権が宗教界からその権を奪い、宗教は宗政に於いても信仰に於いてもその権を失っている。仏法はただ、無知蒙昧な人心を緩和するための、文盲世界の一器械として使われているにすぎない。「斯くの如きは則ち僧侶は政府の奴隸と言うも可なり」。「僧侶はただに政府の奴隸のみならず、日本国中に既に宗教なしと言うも可なり」。

コメント

「権力の偏重」の意味 福澤が日本文明の特質を「権力の偏重」から論ずるとき、我々は次の二点に留意する必要がある。第一は「権力の偏重」が、なにも、「政府」と「人民」との間の偏重だけに限られていないという事である。「権力の偏重」は日本の人間交際のあらゆる場面に行き渡っているということである。第二は「権力の偏重」には「力」だけでなく「価値」の偏重も含まれているという事である。「上に立つ者」は力がるだけでなく、人格的にも「偉い」と考えられているのだ。「権」という語の義は「権力（パワー）」の義と「権義（ライト）」の義があることに注意しよう。「パワー」と「ライト」は本来別物なのだ。

「力（パワー）」は「権利（ライト）」を生まない。これがルソー政治理論の基本テーゼである。「力」が「権利」を生んでいる（勝てば官軍）。日本文明の特質をなす「権力の偏重」とはこのような事態をさしているとも考えられる。